

重要事項説明書（居宅介護支援）

利用者に対する居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、岐阜市の条例に基づいて、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業者名称	医療法人 社団 久誠会
主たる事業所の所在地	岐阜市鏡島精華 3 丁目 17—5
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 三浦 宜久
電話番号	058-251-9038

介護保険法令に基づき 岐阜市から指定を受けている 事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき岐阜市から 指定をうけている居宅介護サービスの種類
三浦老人保健施設 岐阜市 2150180020	短期入所療養介護サービス
みうら在宅介護サポート 岐阜市 2170101808	居宅介護支援

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	みうら在宅介護サポート
指定番号	岐阜県 2170101808
所在地	岐阜県岐阜市鏡島中 2 丁目 9 番 13 号
電話番号	058-251-9062 事業所専用携帯電話（24 時間連絡可） 070-2028-6798
サービス提供地域	岐阜市、本巣郡北方町、本巣市（旧糸貫町）、瑞穂市

3. 事業の目的と運営方針

当事業所の介護支援専門員は、地域介護の経験を積んできたスタッフです。
地域の各種サービス提供機関と連携をとりながら、要介護者及び御家族の方々が安心して
豊かな生活ができるようお手伝いをしていきたいと考えています。

4. ご利用事業所の職員体制

介護支援専門員 常勤 3 名 事務担当 1 名

5. 営業時間

月～土曜日	午前9時～午後6時
日曜日、12月31日～翌年1月3日休業	

6. 提供するサービス

居宅サービス計画の作成

＊ サービス計画までの手順は次の通りです。

- ・ ご自宅を訪問し、御利用者様や御家族からお話を伺います。
- ・ 御利用者様の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

情報の提供

要介護認定の申請、変更の代行

関連事業所の連絡調整

給付管理表の作成・提出

＊ 毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

- (1) このサービスの提供にあたっては、御利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

7. 担当の職員

(1)職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

(2)なお、苦情等ありましたらご遠慮なく当事業所の監督責任者へご連絡ください。

(TEL 058-251-9062)

8. 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時には、速やかに警察署、消防署、医療機関、利用者の家族に連絡をします。事故発生時の情報を収集すると共に、必要に応じて発生現場を保存する。
- (2) 岐阜市介護保険課に連絡します。再発防止に努める。

9. 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

- ・利用料……要介護又は要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、自己負担はありません。

※保険料の滞納により、法定代理受理が出来なくなった場合、1 カ月につき厚生労働大臣の基準に応じた金額をいただき、当社からのサービス提供証明書を発行します。このサービス提供書を後日当該市町村の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

- ・交通費……サービスを提供・実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が有料となります。

居宅介護支援費（要介護 1～2） 11,090 円/月 （要介護 3～5） 14,410 円/月	
初回加算	3,000 円/月
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500 円/月
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円/月
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円/月
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円/月
特定事業所加算（Ⅰ）	5,190 円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	3,230 円/月
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/月
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 2.1%
通院時情報連携加算	500 円/月
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000 円/月
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円/月
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円/月
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円/月
特定事業所加算（Ⅲ）	1,140 円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/月

10. キャンセル料など

サービスをキャンセルした場合には、交通費実費につきご精算いただくことがあります。

11. 計画書の交付

居宅サービス計画及びその実地状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

12. 苦情申立窓口

みうら在宅介護サポート	相 談 窓 口	担当者 青木 寿江 管理者 青木 寿江
	ご 利 用 時 間	平日(月～土) 午前 9 時～午後 6 時 (日曜日、12 月 31 日～翌年 1 月 3 日除く)
	電 話 番 号	0 5 8 - 2 5 1 - 9 0 6 2
岐 阜 市 役 所 介 護 保 険 課	ご 利 用 時 間	平日(月～金) 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分 (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日除く)
	電 話 番 号	0 5 8 - 2 6 5 - 4 1 4 1
岐 阜 県 国 保 連 合 会 介 護 ・ 障 害 課 苦 情 相 談 係	ご 利 用 時 間	平日(月～土) 午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日除く)
	電 話 番 号	0 5 8 - 2 7 5 - 9 8 2 6

13. サービス利用割合等の説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

14. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

15. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

16. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

17. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行なう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

18. 禁止行為

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができる。

・職員に心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

・上記により契約を解除する場合、事業所は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適切な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じる。